

生活相談員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

生活相談員設置規程の一部を改正する告示

生活相談員設置規程（昭和50年岩手県告示第976号の3）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>生活相談員設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 消費生活その他県民生活（交通事故に係るものを除く。以下同じ。）に関し相談に応じ、及び苦情を適切かつ迅速に処理することにより、県民生活の安定及び向上に資するため、岩手県立県民生活センターに<u>生活相談員</u>を置く。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 <u>生活相談員</u>は、消費生活問題等に関し、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。</p> <p>(身分)</p> <p>第3条 <u>生活相談員</u>は、非常勤とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第4条 <u>生活相談員</u>には、予算の範囲内で毎月報酬を支給する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>生活相談員</u>の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補充により任命した<u>生活相談員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 <u>生活相談員</u>は、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 <u>生活相談員</u>は、その職務を行うに当たっては、岩手県立県民生活センター所長の指揮監督を受けるものとする。</p> <p>(秘密を守る義務)</p> <p>第7条 <u>生活相談員</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>消費生活相談員設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 消費生活その他県民生活（交通事故に係るものを除く。以下同じ。）に関し相談に応じ、及び苦情を適切かつ迅速に処理することにより、県民生活の安定及び向上に資するため、岩手県立県民生活センターに<u>消費生活相談員</u>を置く。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 <u>消費生活相談員</u>は、消費生活問題等に関し、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。</p> <p>(身分)</p> <p>第3条 <u>消費生活相談員</u>は、非常勤とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第4条 <u>消費生活相談員</u>には、予算の範囲内で毎月報酬を支給する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>消費生活相談員</u>の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補充により任命した<u>消費生活相談員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 <u>消費生活相談員</u>は、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 <u>消費生活相談員</u>は、その職務を行うに当たっては、岩手県立県民生活センター所長の指揮監督を受けるものとする。</p> <p>(秘密を守る義務)</p> <p>第7条 <u>消費生活相談員</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。